

逗子民報

発行 日本共産党三浦半島地区委員会
2002年1月22日 第392号



市議会議員
岩室 年治

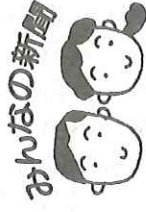


はじめ 明子

おぐらしの相談室

逗子事務所 市政・生活相談所
逗子市沼間2-15-4 TEL71-1321 FAX73-4798

カラ一で見やすく
暮らしに役立つ
教育、料理、釣りの
行楽、テレビ番組



みんなの新聞

しん 赤旗

日刊・月2,900円/日曜版・月800円

総合病院誘致問題は、前市長のもとで国との交渉が

総合病院誘致を事実上断念 一部返還への道も大きく後退

行なわれた結果、接收地内に約二万平米の用地が提示

池子米軍基地内にある池子遺跡資料館は、米国への同時多発テロ以降に警備体制が強化され、そのために休館となっています。また、西側運動施設の市民に対する自由な利用は、平成十年十二月の前市長と米軍基地司令官との共同声明「逗子市民と池子住宅地区住民との友好関係に関する共同声明文」によって、日米親善というのが前提のもとで一部利用が認められる

ようになっていましたが、今回の事件によって大きく後退しています。また、市議会では市民からの「陳情」了承に伴い、平成十二年六月議会「池子住宅地区及び海軍補助施設に係る西側運動施設の市民による自由な利用を求める意見書」を全会一致可決しています。私たち市民にとって家族住宅といっても米軍基地である存在にかかわらず現実を見せつけられました。

池子資料館は休館、 運動施設の利用も制限強化

池子米軍家族住宅建設事業は、九四年三月に当初計画（住宅八百五十四戸・付属施設）が完成、約三千八百人が居住しています。しかし、完成と同時に4月に県アセス（環境影響評価）が二〇〇七年（平成十九）三月まで延長され、追加建設となる米軍小学校の分校を計画、既に完成させ、あわせて現在は本設小学校計画の調査及び計画が進められています。

逗子市は、米軍住宅計画によって約十年にわたる市民を二分する議論が行なわれその間、防衛施設庁は工事を強行、そのような中で九十年に三者合意（国・県・市）五項目を結び、市として受け入れた経緯がありました。その後、合意内容の実現に向けた交渉は継続されてきましたが、現在、その合意の多くが事実上は反故にされた状況が作り出されています。

決議案の提案説明 岩室年治（日本共産党）

去る6月28日、市長報告で池子米軍家族住宅地区に新たな米軍小学校建設を事実上受け入れている合意文書は、市民への十分な説明もされておらず、また十分に議会の理解が得られていない状況であり、また、いわゆる33項目、三者合意5項目、16項目の回答など、現状において未解決部分が多くあり、立場の違いはあつたとしても、現時点で市長の受け入れ合意を結ぶことは認められないものであります。同僚議員各位におかれましては、本決議案の趣旨を御理解いただき、賛同いただきますようお願い申し上げます。（一部略）

池子米軍本設小学校計画に関する決議

提案者 岩室年治（日本共産党）
平井竜一（次世代フォーラム）
松本治子（会派21世紀）
関口正男（社会民主党）

池子接收地の全面返還は逗子市の歴史的悲願である。しかし、逗子市、神奈川県、国との三者合意5項目によって、当時の逗子市長のもとで条件付き受け入れが行なわれてきた。

長島一由市長は、選挙公約で、恒久化につながる建造物には反対することを明言してきた。ところが、就任後に変節し、市民と議会の理解を求めず、三者合意5項目に反する内容でありながら、本設小学校の県アセス手続きを認めたくえ、追加建設を事実上容認する状況である。よって、本市議会は、市長が市民の合意もなく、議会の理解も得ずに、現時点で、国から提示されている内容での合意文書を締結することは認められない。

以上のとおり決議する。
平成13年7月4日

逗子市議会 全会一致

新たな追加建設となる米軍本設小学校計画 平成十九年まで住宅計画事業は継続

され、その条件が公的病院（国公立・共済など）となっていました。長島市長は当初公約では池子以外を考えましたが、改めて市内にある逗子市池子米軍家族住宅建設事業に係る渉外調整委員会内に検討会を設置、「総合病院誘致についての検証報告書」を提出させ、これまで通りの「池子接收地内への誘致が適当と考え

具体的には前平井市長がすすめてきた湘南病院（横須賀市）が進出できないかを調整してきました。しかし、昨年の六月に池子以外にも求める考えが示され、沼間第六小学校用地であることも明らかにされました。このことで再度、市の基本姿勢の軌道修正が行なわれることになり、市長の姿勢が迷走してきました。

日本共産党の質問（十二月議会）に対して市長は「池子地内を完全に断念したわけではなく、今後、池子以外に病院用地を求めることになった場合、国から提示された土地は適切な利用

追加建設は認めるべきではない 国との約束を守らせるべきだ

長年にわたる逗子市民の全面返還運動、その後の米軍住宅問題でも市民を二分する運動と結果、現在の状況が作り出されているわけです。その上、さらに約束されたものが反故にもされている。市長はまともな交渉もせず、安易な判断で手続きを容認してきています。歴史的な経緯からも、

少なくとも三者合意五項目を守らせることが必要ではないでしょうか。
日本共産党は、市長に対して、市長自身の公約を守ること、市民と議会の意思を尊重させ、追加建設を認めないこと、池子三者合意五項目の実施と早期返還を強く求めています。

三者合意5項目（受け入れ条件） 国は約束を守らず、市長は容認

三者合意五項目という国との約束を守らせることは、最低限の市長の責務です。
国の強引な姿勢の背景には、すでに受け入れている逗子市の事実と市長の姿勢にあります。市長は「市民に問う形はとらない、自分できめていく」「過去の運動結果をみれば、反対しても一方的に作られてしまう、

何もメリットがない」と答弁し、過去の運動も否定する考えです。
市長の市民の意思を問うことも、議会の意思を問うこともなく行なうとする姿勢は、過去の歴史を知らず、民主主義と逗子市民が築いてきた市民自治を理解しない姿勢ではないでしょうか。

計画を検討し、返還を求めたい」と答弁しています。
再質問では「総合病院以外の目的に変更した場合の約束はされているのか」と質問し、市長は「その辺のつめは今後交渉していかなければならぬ」と答弁、現時点では、国との合意も

残された東側緑地（約6%） 失われる緑地は同規模（約5%）

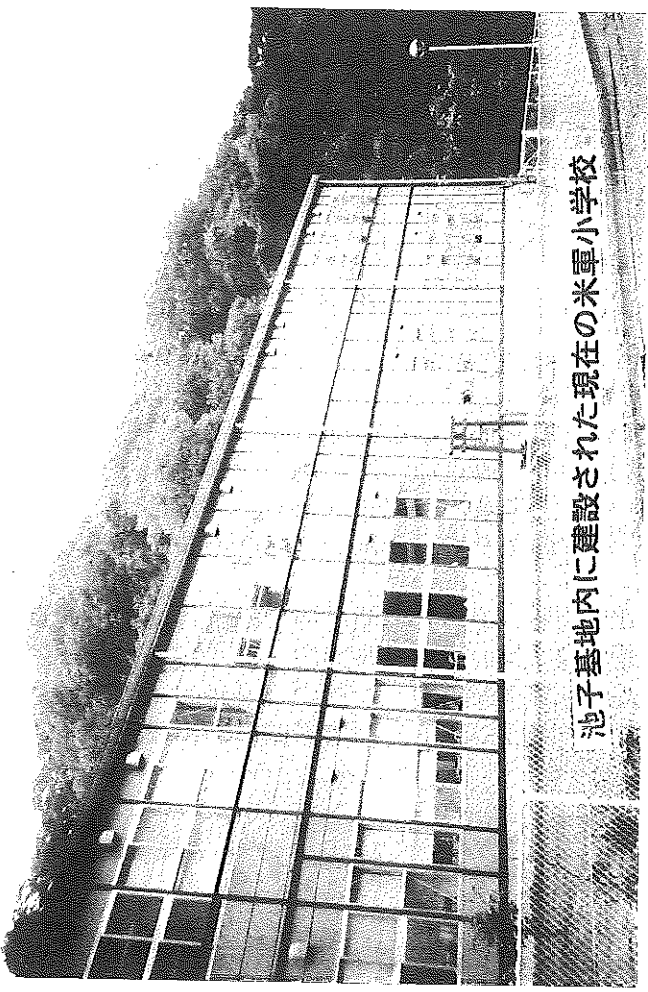
池子基地には、すでに小学校があり約四百七十名の生徒が在学中です。しかし、国は、計画地の拡大を図り、新たに米軍本設小学校の建設を計画、その規模は幼稚園（六クラス）から小学校5年生まで（三十四クラス）の800人（二クラス二十人学級）となっています。また、今回の計画で失われる緑地面積は5.21%です。受け入れ合意（三者合意）で残された緑地保全が約束された上で、緑地復元

を求めた東側ブロックは6.22%ということは、ほぼこの面積に匹敵する面積が今回の計画で無くなることとなります。市長は草地で緑地の改変もなく、環境に与える影響も少ないとしています。
手続きでは、市長が県アセスを認めたことにより、平成十三年度は環境影響評価、十四年度は文化財調査等の調査・設計がすすめられる状況となっています。

市民意思は脇に置かれ 議会（議）意思を無視する市長の姿勢

市長が国との交渉結果として示した内容が、これまでも国との合意が守られていない中で、さらに前進も図られていないことから議会全体が理解できない立場になっています。長島市長は「恒久化につながる建造物には反対」と公約してきたことから反しています。

昨年六月議会、日本共産党・次世代などの共同で議員提案した「決議案第五号池子米軍本設小学校計画に関する決議」が全会一致可決されました。
しかし、市長は「議会決議」をまったく無視する形で、県アセス手続きを認めてしまっています。



池子基地内に建設された現在の米軍小学校

池子住宅地区及び海軍補助施設に係る西側運動施設の 市民による自由な利用を求める意見書

池子住宅地区及び海軍補助施設に所在する西側運動施設の市民利用については、1998年3月に国から池子米軍家族住宅建設事業を受け入れられる際の諸条件であるいわゆる33項目のうち残り16項目の回答により、逗子市と市民の負担が求められていたが、1998年12月に横浜防衛施設局が立ち会いの下、逗子市長と在日米海軍横須賀基地司令官との間で「逗子市民と池子住宅地区住民との友好関係に関する共同声明文」を取り交わし、日米親善を前提として具体的な市民利用が図られる運びとなっていた。

しかるに、米軍から警備上の理由による突然の通告によって、本年1月11日から逗子市民のゲートからの自由往来が認められず、400メートルトラックのジョギングや散歩ができなくなり、また、野球場のマウンドが米軍の都合により閉鎖されてしまったところである。
よって、政府におかれれば、過去の経過を十分に踏まえられ、逗子市民の切望する次の事項について、早急に誠意ある対応をとられるよう強く要望するものである。

1. 400メートルトラックを含めた西側運動施設について、速やかに市民の自由な利用を認めること。
 2. 西側運動施設の利用について、逗子市と市民に負担を求めないこと。
 3. 野球場のマウンドを復元すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成12年7月10日

逗子市議会

全会一致